

令和6年度もとす広域連合特定事業主行動計画の実施状況及び女性の活躍状況の公表

《職業生活における機会の提供に関する実績》

- 1 女性職員の採用割合：0%

- 2 係長相当職以上の女性職員の割合
 - ・令和3年度からの目標値：30%以上
 - ・令和6年度実績：40.7%

- 3 女性職員を対象とする研修やキャリア育成等に関する研修への参加率
 - ・平成28年度からの目標値：30%以上
 - ・令和6年度実績：60.0%

4 職員の給与の男女の差異

(1) 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	89.72%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	107.73%
全職員	59.98%

(2) 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、もとす広域連合の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

①役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
事務局長相当職	—%
課長相当職	—%
総括課長補佐相当職	95.57%
課長補佐相当職	95.22%
主査・係長相当職	93.92%

②勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	— %
31～35年	87.18 %
26～30年	86.69 %
21～25年	93.62 %
16～20年	93.2 %
11～15年	89.04 %
6～10年	83.36 %
1～5年	103.04 %

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

<説明>

- ・扶養手当について、世帯主となっている男性に支給している場合が多い。
- ・女性に比べて、相対的に男性職員の時間外勤務時間が多い。
- ・管理職手当の支給対象となっている女性職員がいない。
- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員は女性職員が約9割を占め、任期の定めのない常勤職員と比べて給与が低くなるため、全職員において給与を比較した場合、男性職員の方が高くなる。

《職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績》

- 1 男女別の育児休業取得率
男性：0% 女性：100%
- 2 男性の配偶者出産休暇等取得率
5日以上の取得率：100%